

脱炭素まちづくりアドバイザー派遣団体選定に係る審査基準

1. 審査の観点

以下の観点及びアドバイザーの派遣可能地域数・エリア等を、アドバイザーとの協議に基づき総合的に判断して、派遣団体を選定する。また、都道府県型においては、これらの観点において、市町村との関係性、市町村に求めること及び都道府県の役割並びに支援する市町村の具体的な想定などを含めて判断する。

(1) 現状・実施したい脱炭素施策

- ・申請者は、地域の現状分析を、エビデンスに基づき適切に行えているか。
- ・申請者が実施したい脱炭素施策は、地域の現状に応じた適切段階のものか。

(2) 脱炭素施策の実施によって地域にもたらしたい脱炭素以外のメリット・地域裨益・ありたい未来（ビジョン）

- ・地域脱炭素に向けて実施したい施策や事業について、地域の課題を解決し、地域のありたい未来を実現するためになぜ必要なのかを、申請者はわかりやすく説明できているか。

(3) 事業の計画及び実施に当たっての課題

- ・地域脱炭素に向けた施策や事業の実施に当たり、現在地域にあるリソース（特に人材や情報、ノウハウ）では解決できない課題を、申請者はどの程度具体的に特定できているか。

(4) アドバイザーの受入れ計画

- ・③で挙げた課題を解決するために、アドバイザーにどのような知見を提供してほしいのかを、年間の事業計画・スケジュール内での位置づけとあわせて、申請者は具体的に示しているか。
- ・③で挙げた課題を解決するために、派遣期間中にアドバイザーに参加してもらう場をどのようにして効果的に設けるかについて、申請者は具体的に示しているか。

(5) 他地域への展開可能性

- ・申請者が直面している地域脱炭素施策を進めるに当たっての課題を、本制度を活用して解決できたとき、本制度の有効な活用事例として、他の同様の課題を抱えている地域への横展開が期待されるか。

2. 採点基準

- A（本制度活用による事業等の進展が大いに見込まれ、積極的に採用すべき） 10 点
- B（本制度活用による事業等の進展が見込まれ、採用すべき） 5 点
- C（本制度活用による事業等の進展が見込まれず、採用すべきではない） 0 点

3. 留意点

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 3 年法律第 19 号）に基づく過疎地域（第 2 条、第 3 条、第 41 条～第 43 条に規定する過疎地域）に該当する場合は 1 点加点するものとする。